

令和6年度 第9回（12月）教育委員会定例会 会議録

日 時：令和6年12月23日（月） 15時00分～16時45分

場 所：村民センター 小会議室

出席者：教育長 清水 閣成 教育長職務代理者 田中 博美

委 員 千 菊夫・増澤 智代・平野真也

事務局：教育次長 藤澤 勇

書 記：本間 裕子 以上7名

傍聴人：なし

1 開 会

2 教育長あいさつ

- 11月28日に行われた中学生議会で、自身の学びを基にした質問・ご意見をいただいた。“子ども達に情報を届ける“事に関して、小中学校3校、こども館・村民センター・図書館・公民館に（村のイベント）情報コーナーを設置した。
生徒の魅力が発揮された中学生議会であった、という思いを強くしています。

3 付議事件

- (1) 南箕輪村立小中学校職員服務規程の一部改正について 議案第一号

教育次長

○議案第一号について説明

- ・南箕輪村立小中学校及び学校給食センターに勤務する村費負担職員の休暇などの届け出について整理・統一を図るため、所要の改訂を行うものです。

教育委員

○了承（全員）

4 報告・確認事項

- (1) 中学生の休日の地域クラブ設立について <会議資料1>

教育次長

○「みんなで創る 新たな一歩」（保護者向けメール配信資料）にて報告

- ・休日クラブ「設立総会」11.28 9種目12クラブ発足
- ・第7回地域クラブに関する地域協議会（最終）について（含新聞報道）

- ・令和 7 年度以降の休日の中学生クラブ運営（案）

現中学校スポーツ文化活動運営委員会

⇒南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会（年数回）

- ・今後の予定 R7 1.24 役員連絡会等 1.25 1・2 年入会手続き

2.28 指導者研修会等

○村からの補助の在り方等、わくわくクラブと検討中

教育委員

○小学生（6 年生）への説明会はいつ頃になるか。

教育長

○来年 2 月頃、年度最後の総会の時間をいただいて説明会を行うことを予定している。

教育委員

○ここまできて大枠はできているので、動いて課題などを皆で協議して次に進んでいくしかないかな、と思う。保護者には、不安もあるしどうなるか見えない所がある。会費に関しても、村からの補助がどうなるか決まらないので未定でいる。現時点でこのことは、しょうがないかなと思う。

皆さん、子どものために良い環境を創ろうとしている。わくわくクラブに関しても当初は整わない面もあるのでは。

○保護者（児童）への説明会の時に、分かりやすく説明していく必要があるのでは。

○平日への移行は。

教育長

○現時点では、見通しを持つことが私の中ではできていない、休日のクラブが動き出して、一律ではなく、平日に移行できるクラブが移行していくこととなると思う。

教育委員

○個人の意見としては、平日部活を残して欲しい気持ちもある。

○他の市町では、夕方クラブが活動していて、南箕輪の生徒も参加している状況がある。送迎等保護者負担があるが…。

○中学生が部活動（地域クラブ）として動いてきているが、例えば地区の公民館等で学校帰りに料理教室に参画したり、ボランティア活動をしたり、年配の方と関わったり、絵を描いたりするようなことができないかなと思っている。退職された方とのつながりとしてもどうか…と。

教育委員

○部活動の地域移行は教員の働き方改革が一つの軸となつての動きと理解している。

休日クラブが立ち上がることで、教員の働き方改革となるのか、どの程度負担が減るのか学校の先生方の意識・実態をみていく必要がある。

教育長

○教員の働き方改革について、HP にアップしているので見ていただければと思う。

中学校教員において、休日部活動がなくクラブの活動を望まなければ行わなくてもよい状況は働き方改革になるとともに、近い将来平日部活も地域のクラブでの活動となれば中学校教員にとっての働き方改革となる。

また、小中学校で、5時間授業の日を増やすことができないか等日課の検討を進めてきている。中学校においては、平日部活動の時間と連動しているので、ハイシーズン・オフシーズンなどを踏まえて検討を重ねてきている。

(2) 感染症に関して

※村内小中学校の学級閉鎖の状況について報告

(3) 児童・生徒数について

<会議資料2>

※会議資料にて報告

・外国籍の児童生徒の転入が続いている。

(4) 事故報告

<会議資料3>

※非公開

(5) 各委員から

教育委員

○南箕輪村スポーツ推進審議会とは。

教育次長

○村では、昨年度スポーツ推進計画を策定した。計画の進捗状況を審議する委員会です。

教育委員

○文化系はどうか。

教育次長

○社会教育委員会（兼公民館運営審議会）が村の文化活動全体を推進・審議する立場となります。

教育委員

○公民館講座で「義務教育」について学ぶ機会があった。日本国憲法第26条2項において、「全ての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とある。国民の三大義務の中の「義務教育」は保護者の義務であること、子どもは教育を受ける権利があることを改めて確認した。学校に行くのが当たり前の時代から、学校に行きずらさを抱える子どもという認識が共有されている今において、大人（保護者）が子どもの学びをどう保障していくか、フリースクール等を含めて保護者が子どもの学び・教育の義務を負っている。

教育委員

○小学生の活動「炭を使った活動『炭の魅力』」が新聞に載っていた。“とてもいいな”と思う。

(6) 12月議会定例会報告

＜会議資料4＞

※会議資料にて報告

(7) 12月事業報告・1月事業計画について

＜会議資料5＞

※会議資料にて報告・確認

(8) 1・2月教育委員会定例会日程について

1月20日（月） 15：00 村民センター 小会議室 （予定）

2月25日（火） 15：00 村民センター 小会議室 （予定）

(9) その他

① 中学校部活動ガイドライン（案）

※次回の教育委員会で確定の方向

5 その他

6 閉会

以上